

昭和二十七年運輸省令第七十一号

離島航路整備法施行規則

離島航路整備法施行規則を次のように定める。

(航路補助金の交付の申請)

第一条 縮島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条の規定により航路補助金の交付を申請しようとする者は、航路ごとに、次に掲げる事項を記載した

航路補助金交付申請書三通を、航路補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法昭和二十二年法律第三十四号)第十二条に規定する会計年度をいう。(以下同じ。)の前年度の五月三十日(航路の新設その他特にやむを得ない理由がある場合にあつては、国土交通大臣の指定する日)までに、当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名(法人にあつてはその住所、名称及び代表者の氏名。以下同じ。)

二 航路補助金の交付を受けようとする離島航路事業の概要

三 航路補助金の交付を受けようとする理由

四 前項の申請書には、当該申請に係る離島航路の運航計画書、航路整備計画書、航路損益見込計算書及び最近一年間の航路損益計算書を添付するものとする。

五 前項の運航計画書の記載事項のうち、使用旅客船(予備船を含む。)の明細については、海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第十九号)第一号様式の例により記載するものとする。

六 第二項の航路整備計画書には、航路補助金の交付を受けようとする会計年度以降の三年間ににおける当該離島航路に係る次に掲げる事項に関する計画を記載するものとする。

七 当該離島航路事業の合理化のため他の旅客定期航路事業者(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第四項に規定する旅客定期航路事業を営む者をいう。)とする

八 海上運送法第二十八条の協定

九 合併又は分割

十 事業の譲渡及び譲受

十一 他の運航計画の内容

十二 他の運航計画の内容

十三 他の運航計画の内容

十四 他の運航計画の内容

十五 他の運航計画の内容

十六 他の運航計画の内容

十七 他の運航計画の内容

十八 他の運航計画の内容

十九 他の運航計画の内容

二十 他の運航計画の内容

二十一 他の運航計画の内容

二十二 他の運航計画の内容

二十三 他の運航計画の内容

二十四 他の運航計画の内容

(航路補助金の交付をする航路の決定)

第二条 航路補助金の交付をする航路は、国土交

通大臣が、前条の申請に係る離島航路の中から、別に定める基準により、これを決定する。

第三条 國土交通大臣は、前項の規定により航路補助金の交付をする航路を決定したときは、その日から十日以内に、その旨を当該申請者に通知する。

(運航計画変更の認可申請)

第四条 法第七条第一項の規定により運航計画の変更の認可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した運航計画変更認可申請書二通を、当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更を必要とする理由

四 変更によりあらたに他の旅客定期航路事業と競争関係を生ずることとなる場合は、その概要

(運航計画の変更の届出)

第五条 法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更是、次のとおりとする。

一 使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更

二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更(それぞれの変更後の数値が、航路補助金の交付をする航路の決定を受けた際の運航計画(当該運航計画について変更認可を受けた場合にあつては、変更後の運航計画のうち最近のもの)に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。)

三 航路補助金の交付をする航路の決定を受けた際の運航計画(当該運航計画について変更認可を受けた場合にあつては、変更後の運航計画のうち最近のもの)に記載されたもの認めを受けた場合には、変更後の運航計画のうち最近のものに記載されたものとすることとなる場合の変更を除く。)

四 第二項の運航計画書には、航路補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法昭和二十二年法律第三十四号)第十二条に規定する会計年度をいう。(以下同じ。)の前年度の五月三十日(航路の新設その他特にやむを得ない理由がある場合にあつては、国土交通大臣の指定する日)までに、当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

五 前項の申請書には、当該申請に係る離島航路の運航計画書、航路整備計画書、航路損益見込計算書及び最近一年間の航路損益計算書を添付するものとする。

六 前項の運航計画書の記載事項のうち、使用旅客船(予備船を含む。)の明細については、海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第十九号)第一号様式の例により記載するものとする。

七 当該離島航路事業の合理化のため他の旅客定期航路事業者(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第四項に規定する旅客定期航路事業を営む者をいう。)とする

八 海上運送法第二十八条の協定

九 合併又は分割

十 事業の譲渡及び譲受

十一 他の運航計画の内容

十二 他の運航計画の内容

十三 他の運航計画の内容

十四 他の運航計画の内容

十五 他の運航計画の内容

十六 他の運航計画の内容

十七 他の運航計画の内容

二 住所及び氏名(新旧の対照を明示すること。)

三 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)

四 船舶の明細を変更した場合にあつては、当該船舶の運航開始日

五 変更を必要とした理由

(航路損益計算書等の提出)

第六条 补助航路事業者は、航路ごとに、航路補助金の交付を受けようとする会計年度(九月三十日未満とする一年間の航路損益計算書三通を作成し、これを当該年度の十一月三十日までに、当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 定款並びに最近の貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益金処分に関する書類

二 又はこれらに相当するもの

三 前項の航路損益計算書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款並びに最近の貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益金処分に関する書類

二 又はこれらに相当するもの

附則(昭和四年三月一六日運輸省令第三号)抄

第一条 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分以後の航路補助金について適用する。

第二条 (昭和四五年六月一日運輸省令第二号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (昭和五三年五月二三日運輸省令第二十七号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (昭和五七年六月二二日運輸省令第一二号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (昭和五八年六月一一日運輸省令第一号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (昭和五九年六月一一日運輸省令第一号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三一年八月三日運輸省令第四七号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

第三条 この省令は、公布の日から施行する。

第四条 この省令は、公布の日から施行する。

第五条 この省令は、公布の日から施行する。

第六条 この省令は、公布の日から施行する。

第七条 この省令は、公布の日から施行する。

第八条 この省令は、公布の日から施行する。

第九条 この省令は、公布の日から施行する。

第十条 この省令は、公布の日から施行する。

第十一条 この省令は、公布の日から施行する。

第十二条 この省令は、公布の日から施行する。

第十三条 この省令は、公布の日から施行する。

第十四条 この省令は、公布の日から施行する。

第十五条 この省令は、公布の日から施行する。

第十六条 この省令は、公布の日から施行する。

第十七条 この省令は、公布の日から施行する。

第十八条 この省令は、公布の日から施行する。

第十九条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十二条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十三条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十四条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十五条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十六条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十七条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十八条 この省令は、公布の日から施行する。

第二十九条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十二条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十三条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十四条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十五条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十六条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十七条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十八条 この省令は、公布の日から施行する。

第三十九条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十一条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十二条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十三条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十四条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十五条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十六条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十七条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十八条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十九条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十一条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十二条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十三条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十四条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十五条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十六条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十七条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十八条 この省令は、公布の日から施行する。

第五十九条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十一条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十二条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十三条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十四条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十五条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十六条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十七条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十八条 この省令は、公布の日から施行する。

第六十九条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十一条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十二条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十三条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十四条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十五条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十六条 この省令は、公布の日から施行する。

第七十七条 この省令は、公布の日から施行する。

